一八　○公正取引委員会
不公正な取引方法の一部を改正した件　二八　229　二二

四八　○金　融　庁
本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一　三

四九　適格機関投資家に該当する者を定める件の一部を改正する件　一　211　二一

五〇　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　二　二

五一　保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件　五　一

五二　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　二七　二

五三　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件　二七　二

五四　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二七　二

五五　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　二九　二

五六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二九　二

五七　預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件　二九　二

五八　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　二九　二

五九　金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　三〇　231　八

六〇　金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示　三〇　231　八

六一　○消　費　者　庁
登録試験機関がその登録の効力を失ったことを公示する件　二六　一

六二　登録試験機関がその登録を行ったことを公示する件　二六　二

六三　○総　務　省
在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　二　二

六四　在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件　二　二

六五　電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件　二　212　五

六六　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件　二　212　五

六七　船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件　二　212　六

六八　船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二　212　六

六九　自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二　212　八

七〇　認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件　二　212　八

七一　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二　212　八

七二　デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二　212　八

七三　小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件　二　212　八

七四　登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件　二　212　八

七五　政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件　五　213　一

七六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　六　一

七七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　六　二

七八　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　七　二

七九　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　七　二

八〇　地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件の一部を改正する件　七　二

八一　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　九　二

八二　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　九　二